【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第11期第3四半期

(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 エア・ウォーター株式会社

【英訳名】 AIR WATER INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 青 木 弘

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北3条西1丁目2番地

【電話番号】 (011)212局2821番

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南船場2丁目12番8号 本社

(平成22年12月27日から本社所在地 大阪市中央区東心斎橋1丁目20番16号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 (06)6252局1754番

【事務連絡者氏名】 経営管理部担当部長 小 山 裕 義

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 回次 第 3 四半期 連結累計期間		第11期 第 3 四半期 連結累計期間	第10期 第 3 四半期 連結会計期間	第11期 第 3 四半期 連結会計期間	第10期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(百万円)	311,280	347,435	111,843	120,620	426,357
経常利益	(百万円)	20,033	23,902	9,397	10,098	29,020
四半期(当期)純利益	(百万円)	9,982	12,191	5,136	5,443	13,916
純資産額	(百万円)			160,672	167,238	163,949
総資産額	(百万円)			391,027	416,250	392,758
1株当たり純資産額	(円)			765.52	821.02	789.89
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	53.29	63.96	26.86	28.70	73.64
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	50.26	62.30	25.47	27.90	70.03
自己資本比率	(%)			38.0	37.4	39.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	30,744	17,537			44,592
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	17,925	23,695			25,820
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16,027	5,537			20,615
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)			20,139	21,294	21,528
従業員数	(名)			7,955	8,342	7,925

⁽注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

² 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当「エア・ウォーター」グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

新規

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) エア・ウォーター・ベルパール 株式会社 (注)2	大阪市 中央区	95	エレクト ロニクス 関連事業	100.00	事務所、土地の賃貸 役員の兼任5名(4名)
美和医療電機株式会社(注)3	名古屋市中区	80	医療関連 事 業	80.01 (80.01)	

- (注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
 - 2 「関係内容」欄の役員の兼任の(内書)は提出会社において執行役員又は従業員であるものの数であります。
 - 3 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

	平成22年12月31日現在
従業員数(名)	8,342 (2,201)

(注) 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は当第3四半期連結会計期間の平均臨時雇用者数であります。

(2) 提出会社の状況

	平成22年12月31日現在
従業員数(名)	879

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業ガス関連事業	11,657	
エレクトロニクス関連事業	3,014	
ケミカル関連事業	15,037	
医療関連事業	3,757	
エネルギー関連事業		
その他の事業	10,630	
合計	44,097	

⁽注) 1 金額は、販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

(2) 受注実績

製品のほとんどが見込生産であります。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
産業ガス関連事業	32,531	
エレクトロニクス関連事業	12,155	
ケミカル関連事業	20,084	
医療関連事業	16,805	
エネルギー関連事業	12,509	
その他の事業	26,533	
合計	120,620	

⁽注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期	連結会計期間	当第3四半期連結会計期間			
但于无 	販売高(百万円) 割合(%)		販売高(百万円)	割合(%)		
住友金属工業㈱	15,790	14.1	18,294	15.2		

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

² 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の 有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社) が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当社グループを取り巻く事業環境は、国内の設備投資や住宅建設に緩やかながらも持ち直しの動きが出始めた一方、新興国向けを中心とした輸出の増勢鈍化並びに円高の進行などにより、回復の基調はやや足踏み状態となりました。

こうした中で、産業ガス、エレクトロニクス並びにケミカル関連事業などの産業向けビジネスが、大口顧客を中心に堅調に推移いたしました。また、高度病院設備工事分野での新規連結効果や、海水事業・物流事業における特長ある製品・サービスの伸長など、「ねずみの集団」が確実に収益力を高めるところとなりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は1,206億2千万円(前年同期比107.8%)、営業利益は97億5千7百万円(同109.9%)、経常利益は100億9千8百万円(同107.5%)、四半期純利益は54億4千3百万円(同106.0%)となりました。

各セグメントの概況は次の通りです。

<産業ガス関連事業>

オンサイト供給は、高水準の生産が続く鉄鋼、特殊ガラス向けが順調に推移いたしました。輸出が好調な 建機向け需要も急速に回復してまいりました。設備投資や住宅着工が緩やかに増加したことで建設関連需 要にも持ち直しの動きが出てまいりましたが、中小鉄骨加工メーカーへの波及は弱く地域ビジネスは依然 として厳しい状況が続きました。

以上の結果、当セグメントの売上高は325億3千1百万円、経常利益は40億6千3百万円となりました。

<エレクトロニクス関連事業>

バルクガス供給は、高機能携帯電話需要が拡大した電子デバイスメーカー向けを中心に、順調に推移いたしました。特殊材料は、CIS太陽電池向け特殊ガスが大幅に拡大したほか、LED向け有機金属材料はタイトな需給環境が続きました。

以上の結果、当セグメントの売上高は121億5千5百万円、経常利益は9億7千万円となりました。

<ケミカル関連事業>

ガス精製並びに基礎化学品は、鉄鋼の操業度回復に伴う原料増産を受け高水準の生産が続き、順調に推移いたしました。また、タール蒸留事業の(株)シーケムは、主力製品である電気炉電極用ニードルコークスが期初計画を上回る生産を続け、順調に推移いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は200億8千4百万円、経常利益は8億8千5百万円となりました。

< 医療関連事業 >

医療用酸素は、地域製造拠点 V S U の活用により製造・物流における合理化が進展し、堅調に推移いたしました。医療機器は、新生児・小児用人工呼吸器の拡販並びに高気圧酸素治療装置の更新需要により堅調に推移いたしました。病院設備工事は、手術室設備工事最大手の美和医療電機(株)を新規連結することでシナジーが拡大、好調に推移いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は168億5百万円、経常利益は13億1千6百万円となりました。

<エネルギー関連事業>

家庭用LPG需要は、需要期に入ってからも平年より高い気温が続いたことで給湯向け需要が減少、さらに消費者の使い控えの影響も加わり、厳しい状況で推移いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は125億9百万円、経常利益は7億3百万円となりました。

<その他の事業>

海水事業のうちマグネシア事業は、電磁鋼板用マグネシアが大型投資を完了し、生産効率・品質安定に効果を発揮、順調に推移いたしました。また塩事業は、特殊製法塩の拡販、道路用融雪塩の販売増、並びに物流の合理化等のコスト改善により堅調に推移いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は265億3千3百万円、経常利益は19億1千2百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、流動資産の増加などにより前連結会計年度末に比べて234億9千1百万円増加し、4,162億5千万円となりました。負債は固定負債の増加などにより前連結会計年度末に比べて202億3百万円増加し、2,490億1千2百万円となりました。純資産は、当期純利益の上積みなどにより前連結会計年度末に比べて32億8千8百万円増加し、1,672億3千8百万円となりました。

なお、1 株当たり純資産は前連結会計年度末の789.89円から821.02円となり、自己資本比率は前連結会計年度末の39.0%から37.4%になりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増加額が減少したことなどにより、前年同四半期連結会計期間に比べ2億9千4百万円収入が増加し、57億9千2百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が増加したことなどにより、前年同四半期連結会計期間に比べ50億7百万円支出が増加し、92億2千3百万円の支出となりました。その結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合算したフリー・キャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間に比べ47億1千3百万円減少し、34億3千万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純増などにより、前年同四半期連結会計期間に比べ72億2千万円収入が増加し、70億6千9百万円の収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高は第2四半期連結会計期間末残高 に比べ37億5千万円増加し、212億9千4百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は7億8千3百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

提出会社

当第3四半期連結会計期間に以下の設備を取得いたしました。

			帳簿価額(百万円)							
事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	土地 面積(m²)	金額	建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	リース 資産	その他	合計	従業員数 (名)
需要家先設置 ガス発生装置 (需要家先各所)	産業ガス関連	高圧ガス 製造設備			598	1,551	864	1	3,015	
本社 (大阪市中央区)	全社	事務所	636.94	1,543	1,445			106	3,095	147

⁽注)帳簿価額「その他」は、工具器具及び備品であります。なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は以下の通りです。

提出会社

事業所名	セグメント	ガメント おかま 大学 投資予定額(百万円)		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	***	.	
(所在地)	の名称	設備の内容	総額	既支払額	資金調達方法	着手年月	完了予定年月
鹿島工場 (茨城県鹿嶋市)	産業ガス関連	高圧ガス製造設備	3,500		自己資金		
札幌ガスセンター (北海道北広島市)	産業ガス関連	高圧ガス 充填設備	581		自己資金		

⁽注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	480,000,000
計	480,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年 2 月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	194,205,057	194,205,057	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 札幌証券取引所	単元株式数は1,000株であります。
計	194,205,057	194,205,057		

⁽注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権及び新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権及び新株予約権付社債の内容は次のとおりであります。

平成19年8月8日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成19年8月31日に発行した新株予約権の内容

第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)				
אין אויוא זיי אייוער (זי	第3四半期会計期間末現在			
	(平成22年12月31日)			
新株予約権の数(個)	514			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,400 (注1)			
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により発行(移転)する株式1株につき1円			
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日~平成39年8月31日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,002 資本組入額 501			
新株予約権の行使の条件	(注2)			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。			
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)			

⁽注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

^{2 (1)} 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌

日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の 又は に定める場合(ただし、 については、上記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成38年8月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成38年9月1日から平成39年8月31日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間に締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

会社の株式1株当たり1円とする。

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

残存新株予約権の取得条項に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得条項は次のとおり。

以下の 、、、、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

平成20年7月30日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成20年9月1日に発行した新株予約権の内容

第2回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)			
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)		
新株予約権の数(個)	607		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,700 (注1)		
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により発行(移転)する株式1株につき1円		
新株予約権の行使期間	平成20年 9 月 2 日 ~ 平成40年 9 月 1 日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,105 資本組入額 553		
新株予約権の行使の条件	(注 2)		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。		
代用払込みに関する事項	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注3)		

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。
 - 2 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の 又は に定める場合(ただし、 については、上記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成39年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成39年9月2日から平成40年9月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間に締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする.

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

残存新株予約権の取得条項に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得条項は次のとおり。

以下の 、、、、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

平成21年3月11日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成21年3月30日に発行した新株予約権付社債に付された 新株予約権の内容

がいか 1. W.1.ほった。1.ロ.				
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債				
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)			
新株予約権の数(個)	60			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000,000 (注1)			
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり100,000,000円(注2)			
新株予約権の行使期間	平成21年 3 月31日 ~ 平成24年 3 月28日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500 (注 3)			
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は本社債から分離して譲渡できないものとする。			
代用払込みに関する事項	各新株予約権の行使に際しては、当該各新株予約権に係る本社 債を出資するものとし、当該社債の価額はその額面金額と同額 とする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注4)			
新株予約権付社債の残高(千円)	6,000,000			

- (注) 1 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額(1,000円)で除した数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
 - 2 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る払込金額をもって当社株式を発行する場合並びに当社 普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合等、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変 更を生じる可能性がある場合は、下記の算式により調整される。

 <td rowspan="2" style="background-color: lightblue; color: lightblue;

- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の 定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生 じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本 金の額を減じた額とする。
- 4 (1) 組織再編等(以下に定義する。)が生じた場合には、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、係る承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ()当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用(租税を含む。)を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、係る承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)における、()当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、()会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、()株式交換もしくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)、()資産譲渡(当社の資産の全部もしくは実質上全部の他の会社への売却もしくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)又は()その他の日本法上の会社再編手続で本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議の採択を総称する。

EDINET提出書類 エア・ウォーター株式会社(E00792) 四半期報告書

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権 に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本新 株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記イ、口に従う。

- イ 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又はその他の財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ロ 上記イ以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記 「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとするほか、本新株予約権と同様の条件に服する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権と同様の取り扱いを行う。

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項の趣旨に従う。

平成21年8月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成21年9月1日に発行した新株予約権の内容

第3回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)			
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)		
新株予約権の数(個)	775		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,500 (注1)		
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により発行(移転)する株式1株につき1円		
新株予約権の行使期間	平成21年9月2日~平成41年9月1日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 869 資本組入額 435		
新株予約権の行使の条件	(注2)		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。		
代用払込みに関する事項	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注3)		

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。
 - 2 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の 又は に定める場合(ただし、 については、上記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成40年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成40年9月2日から平成41年9月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間に締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

残存新株予約権の取得条項に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得条項は次のとおり。

以下の、、、、、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

平成22年8月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成22年9月1日に発行した新株予約権の内容

第4回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)			
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)		
新株予約権の数(個)	887		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	88,700 (注1)		
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により発行(移転)する株式1株につき1円		
新株予約権の行使期間	平成22年9月2日~平成42年9月1日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 747 資本組入額 374		
新株予約権の行使の条件	(注2)		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。		
代用払込みに関する事項	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株とする。
 - 2 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず新株予約権者は以下の 又は に定める場合(ただし、 については、上記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成41年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成41年9月2日から平成42年9月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間に締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とす る。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象 会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

残存新株予約権の取得条項に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得条項は次のとおり。

以下の、、、、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月 1 日 ~ 平成22年12月31日		194,205		30,013		31,491

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,936,000 (相互保有株式) 普通株式 73,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 188,921,000	188,921	
単元未満株式	普通株式 2,275,057		
発行済株式総数	194,205,057		
総株主の議決権		188,921	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれ ぞれ35,000株(議決権35個)及び457株含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式110株並びに株式会社ガスネット所有の相互保有株式336株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) エア・ウォーター 株式会社	札幌市中央区 北3条西 1丁目2番地	2,936,000		2,936,000	1.51
(相互保有株式) 株式会社ガスネット	堺市堺区 高須町2丁 2番2号	73,000		73,000	0.04
計		3,009,000		3,009,000	1.55

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。 なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 当第3四半期会計期間末における自己株式数は、以下のとおりであります。

自己株式数

4,495,590株

うち、当社保有自己株式数

2,960,590株

うち、持株会信託所有当社株式数

1,535,000株

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,078	1,052	1,060	1,002	1,018	1,027	1,008	1,031	1,052
最低(円)	1,013	947	958	937	904	924	925	922	976

⁽注) 上記の株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役 (ケミカルカンパニー長)	専務取締役 (ケミカルカンパニー長 兼コールケミカル事業部長)	藤原 慶夫	平成22年10月1日

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

(単位:百万円)

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,789	22,303
受取手形及び売掛金	₃ 102,986	91,485
商品及び製品	14,579	14,859
仕掛品	7,949	8,291
原材料及び貯蔵品	6,498	5,882
その他	17,465	15,872
貸倒引当金	1,514	1,652
流動資産合計	169,754	157,042
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 38,190	1 36,431
機械装置及び運搬具(純額)	61,221	1 60,828
土地	47,205	44,244
その他(純額)	28,943	23,209
有形固定資産合計	175,559	164,713
無形固定資産		
のれん	12,431	12,011
その他	1,878	1,791
無形固定資産合計	14,309	13,802
投資その他の資産		
投資有価証券	34,991	36,252
その他	23,002	22,605
貸倒引当金	1,366	1,659
投資その他の資産合計	56,627	57,199
固定資産合計	246,496	235,715
資産合計	416,250	392,758

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	69,974	62,414
短期借入金	50,652	45,343
1年内償還予定の社債	53	115
未払法人税等	3,911	8,314
その他の引当金	19	259
その他	3 24,540	24,191
流動負債合計	149,151	140,638
固定負債		
社債	10,152	7
新株予約権付社債	6,000	6,000
長期借入金	56,453	56,899
退職給付引当金	8,885	8,170
その他の引当金	953	963
その他	17,415	16,129
固定負債合計	99,861	88,171
負債合計	249,012	228,809
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,013	30,013
資本剰余金	32,180	32,182
利益剰余金	104,387	96,048
自己株式	4,518	370
株主資本合計	162,063	157,875
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,881	4,234
繰延ヘッジ損益	398	206
土地再評価差額金	8,922	8,920
為替換算調整勘定	131	157
評価・換算差額等合計	6,309	4,735
新株予約権	212	171
少数株主持分	11,271	10,637
純資産合計	167,238	163,949
負債純資産合計	416,250	392,758

(2)【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	311,280	347,435
売上原価	233,314	264,161
売上総利益	77,966	83,273
販売費及び一般管理費	58,218	60,506
営業利益	19,747	22,767
営業外収益		
受取利息	200	211
受取配当金	393	572
持分法による投資利益	504	1,016
その他	1,377	1,508
営業外収益合計	2,476	3,307
営業外費用		
支払利息	1,369	1,311
設備賃貸費用	-	475
その他	821	384
営業外費用合計	2,190	2,172
経常利益	20,033	23,902
特別利益		
固定資産売却益	346	55
負ののれん発生益	-	104
その他	<u>-</u>	30
特別利益合計	346	190
特別損失		
固定資産除売却損	968	517
減損損失	-	570
投資有価証券評価損	16	-
その他	468	207
特別損失合計	1,452	1,295
税金等調整前四半期純利益	18,927	22,798
法人税等	₂ 7,684	9,629
少数株主損益調整前四半期純利益	-	13,169
少数株主利益	1,260	977
四半期純利益	9,982	12,191

【第3四半期連結会計期間】

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	111,843	120,620
売上原価	83,398	90,677
売上総利益	28,445	29,942
販売費及び一般管理費	19,565	20,184
営業利益	8,880	9,757
営業外収益		
受取利息	67	69
受取配当金	121	216
持分法による投資利益	329	325
その他	536	437
営業外収益合計	1,055	1,048
営業外費用		
支払利息	347	435
設備賃貸費用	-	165
その他	190	105
営業外費用合計	538	707
経常利益	9,397	10,098
特別利益		
固定資産売却益	259	15
負ののれん発生益	-	104
その他	<u> </u>	50
特別利益合計	259	169
特別損失		
固定資産除売却損	136	206
投資有価証券評価損	3	-
抱合せ株式消滅差損	123	-
その他	24	51
特別損失合計	287	257
税金等調整前四半期純利益	9,369	10,010
法人税等	3,502	4,041
少数株主損益調整前四半期純利益		5,968
少数株主利益	730	525
四半期純利益	5,136	5,443
		,

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	18,927	22,798
減価償却費	12,606	14,389
減損損失	-	570
のれん償却額	935	973
負ののれん発生益	-	104
貸倒引当金の増減額(は減少)	377	87
退職給付引当金の増減額(は減少)	289	274
受取利息及び受取配当金	594	783
支払利息	1,369	1,311
持分法による投資損益(は益)	504	1,016
固定資産除売却損益(は益)	621	461
投資有価証券評価損益(は益)	16	-
売上債権の増減額(は増加)	3,573	7,122
たな卸資産の増減額(は増加)	6,068	661
仕入債務の増減額(は減少)	526	2,508
その他	2,563	3,197
小計	38,576	31,638
利息及び配当金の受取額	1,630	1,048
利息の支払額	1,201	1,139
法人税等の支払額	8,260	14,009
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,744	17,537
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	14,765	20,776
有形固定資産の売却による収入	838	152
無形固定資産の取得による支出	679	299
投資有価証券の取得による支出	1,491	1,748
投資有価証券の売却による収入	1	23
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ る支出	-	448
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ る収入	250	87
貸付けによる支出	11,124	4,167
貸付金の回収による収入	8,897	3,098
その他	147	382
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,925	23,695

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	7,526	3,131
長期借入れによる収入	6,140	7,938
長期借入金の返済による支出	9,669	7,828
社債の発行による収入	-	10,000
社債の償還による支出	47	107
自己株式の取得による支出	-	4,348
配当金の支払額	4,078	4,218
少数株主への配当金の支払額	222	273
その他	622	1,243
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,027	5,537
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	6
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,207	627
現金及び現金同等物の期首残高	23,185	21,528
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	162	22
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	370
現金及び現金同等物の四半期末残高	20,139	21,294

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 連結の範囲の変更

精研医科工業㈱については、重要性が増加したため、第1四半期連結会計期間より連結子会社に含めることとしました。

東北キャリテック㈱については、株式の取得により子会社となったため、第1四半期連結会計期間より連結子会社に含めることとしました。なお、商号をエア・ウォーター食品物流㈱に変更しております。

北海道エア・ウォーター(株)、エー・ダブリュー・アイ・メディカルサービス (株)については、第1四半期連結会計期間において連結子会社エア・ウォーター・エネルギー(株)と合併し解散したため、連結の範囲から除いております。なお、合併に伴い、存続会社であるエア・ウォーター・エネルギー(株)は、北海道エア・ウォーター(株)に商号を変更しております。

旭ソルト㈱、赤穂ソルト開発㈱、讃岐ましお㈱については、第1四半期連結会計期間において連結子会社㈱日本海水と合併し解散したため、連結の範囲から除いております。

井上喜㈱については、株式の取得により子会社となったため、第1四半期連結会計期間より連結子会社に含めることとしました。

近畿エア・ウォーター㈱については、重要性が増加したため、第1四半期連結会計期間より連結子会社に含めることとしました。

エア・ウォーターNV㈱については、重要性が増加したため、第1四半期連結会計期間より連結子会社に含めることとしました。

エア・ウォーター・ベルパール(株)については、重要性が増加したため、当第3 四半期連結会計期間より連結子会社に含めることとしました。

美和医療電機(株)については、株式の取得により子会社となったため、当第3四半期連結会計期間より連結子会社に含めることとしました。

2 持分法の適用の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、重要性が増した㈱ガスネットを持分法の適用 の範囲に含めています。

3 会計処理基準に関する事項の変

1「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関す る当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

2「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

3「企業結合に関する会計基準」等の適用

第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「設備賃貸費用」は、 重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の 営業外費用の「その他」に含まれる「設備賃貸費用」は307百万円であります。

前第3四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「減損損失」は66百万円であります。

前第3四半期連結累計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」(当第3四半期連結累計期間は44百万円)は、重要性が乏しいため、当第3四半期連結累計期間では特別損失の「その他」に含めて表示しております。

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「減損損失」は66百万円であります。

前第3四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「投資有価証券評価損益(は益)」(当第3四半期連結累計期間は44百万円)は、重要性が乏しいため、当第3四半期連結累計期間では営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。

前第3四半期連結累計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「自己株式の取得による支出」は、重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「自己株式の取得による支出」は 41百万円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「設備賃貸費用」は、 重要性が増加したため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の 営業外費用の「その他」に含まれる「設備賃貸費用」は101百万円であります。

前第3四半期連結会計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」は、当第3四半期連結会計期間において「投資有価証券評価益」(19百万円)となり、重要性が乏しいため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況の著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法を適用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
税金費用の計算	連結子会社の税金費用については、主として当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

(従業員持株会信託型 E S O P における会計処理について)

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会の決議により、当社グループ社員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」を導入しております。

この導入に伴い、当社が信託銀行に持株会専用の信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定しております。 また、当第3四半期連結累計期間において、持株会信託は当社株式1,723千株を取得しております。

当該株式の取得・処分については、経済的実態を重視する観点から、当社と持株会信託は一体であるとする会計処理をしており、持株会信託が所有する当社株式や持株会信託の資産及び負債並びに費用及び収益については四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に含めて計上しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末において持株会信託が所有する当社株式数は1,535千株であります。

(重要な繰延資産の処理方法)

第2四半期連結会計期間において新規に普通社債を発行したことで社債発行費が計上されたことに伴い、「繰延 資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)に基づ き、第2四半期連結会計期間より、社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
1 有形固定資産の減価償却累計額は、197,678百万円 であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、188,436百万円 であります。		
2 偶発債務	2 偶発債務		
銀行借入等に対する保証債務	銀行借入等に対する保証債務		
従業員(財形住宅融資) 358百万円 大連金弘橡?有限公司 150百万円 草加化学工業団地(協) 133百万円 共英リサイクル(株) 52百万円 他3社 695百万円	従業員(財形住宅融資) 414百万円 草加化学工業団地(協) 160百万円 大連金弘橡?有限公司 150百万円 共英リサイクル(株) 68百万円 他 5 社 793百万円		
3 四半期末日休日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 1,427百万円			
支払手形 2,090百万円 設備関係支払手形 275百万円 (流動負債「その他」)			

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	3	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)		
1 販売費及び一般管理費の主要な	費目及び金額は次	1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次		
のとおりであります。		のとおりであります。		
給与諸手当及び賞与	給与諸手当及び賞与 21,650百万円		23,053百万円	
退職給付費用	退職給付費用 1,601百万円		1,721百万円	
役員退職慰労引当金繰入額 115百万円		役員退職慰労引当金繰入額	122百万円	
運賃荷造費 7,011百万円		運賃荷造費	4,877百万円	
減価償却費 6,032百万円		減価償却費	6,223百万円	
賃借料	3,183百万円	賃借料	3,016百万円	
貸倒引当金繰入額 281百万円		貸倒引当金繰入額	54百万円	
2 法人税等調整額は法人税等に含めて表示しており		2 法人税等調整額は法人税等に含めて表示しており		
ます。		ます。		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日		当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)		
1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次		1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次		
のとおりであります。		のとおりであります。		
給与諸手当及び賞与	給与諸手当及び賞与 7,302百万円		7,653百万円	
退職給付費用	退職給付費用 532百万円		542百万円	
役員退職慰労引当金繰入額 42百万円		役員退職慰労引当金繰入額	45百万円	
運賃荷造費 2,117百万円		運賃荷造費	1,638百万円	
減価償却費 2,016百万円		減価償却費	2,054百万円	
賃借料 1,184百万円		賃借料	998百万円	
貸倒引当金繰入額 33百万円		貸倒引当金繰入額	42百万円	
2 法人税等調整額は法人税等に含めて表示しており		2 法人税等調整額は法人税等に含めて表示しており		
ます。		ます。		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)		当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)		
現金及び現金同等物の四半期末残高	ると四半期連結貸	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸		
借対照表に掲記されている科目のst	会額との関係	借対照表に掲記されている科目の金額	額との関係	
現金及び預金	20,917百万円	現金及び預金	21,789百万円	
預入期間が3か月を超える 定 期預金	779百万円	預入期間が3か月を超える 定 期預金	495百万円	
流動資産の「その他」に含まれる 「有価証券」	1百万円	流動資産の「その他」に含まれる 「有価証券」	0百万円	
現金及び現金同等物	20,139百万円	現金及び現金同等物	21,294百万円	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末	
普通株式(株)	194,205,057	

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末	
普通株式(株)	4,495,590	

(注)当第3四半期連結会計期間末に持株会信託が所有する当社株式1,535,000株を含めて記載しております。

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権 新株予約権の当第3四半期連結会計期間末残高 提出会社 212百万円

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 5 月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,132	11	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月30日
平成22年11月12日 取締役会(注)	普通株式	利益剰余金	2,085	11	平成22年 9 月30日	平成22年12月3日

⁽注)配当金の総額には、持株会信託に対する配当金18百万円を含めておりません。これは、持株会信託が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式として認識しているためであります。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	産業 関連事業 (百万円)	医療 関連事業 (百万円)	ケミカル 関連事業 (百万円)	エネル ギー関連 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	48,041	14,534	25,794	11,874	11,599	111,843		111,843
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,115	9	14	163	3,821	5,125	(5,125)	
計	49,157	14,544	25,809	12,038	15,420	116,969	(5,125)	111,843
営業利益	5,274	928	1,264	697	715	8,880		8,880

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	産業 関連事業 (百万円)	医療 関連事業 (百万円)	ケミカル 関連事業 (百万円)	エネル ギー関連 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	139,925	40,353	71,612	28,504	30,884	311,280		311,280
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,894	134	58	382	10,309	13,779	(13,779)	
計	142,820	40,487	71,670	28,887	41,194	325,060	(13,779)	311,280
営業利益	12,179	2,066	2,352	1,339	1,811	19,747		19,747

(注)1 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、製品、商品、サービスの販売市場の共通性により、区分しております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	製品・商品区分	主要製品・商品
産業関連事業	産業関連製品・商品 エンジニアリング関連製 品・商品	酸素・窒素・アルゴン・水素・溶解アセチレン・石油系溶断ガス・炭酸ガス・ヘリウム・特殊ガス・レアガス等の高圧ガス、産業用機械器具・材料・装置、ガス発生装置、半導体用ガス関連機器、鉄鋼関連品、工業用ゴム製品、エアゾール製品、金属表面処理業務、高圧ガス関連設備工事ほか
医療関連事業	医療関連製品・商品	酸素・窒素・炭酸ガス・亜酸化窒素・滅菌ガス・液化ヘリウム・特殊ガス等の医療用ガス、医療機器類、病院設備工事、在宅酸素療法・受託滅菌・病院物品物流管理等の医療関連サービス、介護機器、介護用品等のレンタル及び介護関連サービスほか
ケミカル関連 事業	ケミカル関連製品・商品	コークス炉ガス、基礎化学品、ファインケミカル製品、電融マグネシア、酸化マグネシウム、セラミック製品、フェノール樹脂応用製品、塩及び製塩副産物ほか
エネルギー 関連事業	エネルギー関連製品・ 商品	L P ガス・灯油等の石油製品、L P ガス・灯油消費機器類、厨房及びコージェネレーションシステム、天然ガスほか
その他の事業	その他	冷凍食品、食肉加工品、リース・ファイナンス等の金融業、情報処理サービス 業、運送業ほか

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

本邦の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期

間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、産業ガス関連事業、エレクトロニクス関連事業、ケミカル関連事業、医療関連事業、エネルギー関連事業、その他の事業を営んでおります。

従って、当社は製品・サービス別の事業セグメントから構成されており、「産業ガス関連事業」「エレクトロニクス関連事業」「ケミカル関連事業」「医療関連事業」「エネルギー関連事業」「その他の事業」の6つを報告セグメントとしております。

「産業ガス関連事業」は、酸素・窒素・アルゴン等の産業ガスの製造・販売のほか高圧ガス関連設備工事及びガス発生装置の製作・据付をしております。「エレクトロニクス関連事業」は、特殊ガス等の特殊材料の製造・販売をしております。「ケミカル関連事業」は、基礎化学品やファインケミカル製品等の製造・販売をしております。「医療関連事業」は、酸素・窒素等の医療用ガスの製造・販売のほか各種医療機器、病院設備工事等の事業を展開しております。「エネルギー関連事業」は、LPガス・灯油等の石油製品等の販売をしております。「その他の事業」は、物流事業、食品事業、海水事業及びエアゾール事業等から構成しております。食品事業は冷凍食品及び食肉加工品等の製造・販売をしており、海水事業は塩及び製塩副産物並びに電融マグネシア及び酸化マグネシウム等の製造・販売をしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント							
	産業ガス 関連事業	エレクト ロニクス 関連事業	ケミカ ル関連 事業	医療関連 事業	エネル ギー関連 事業	その他の 事業	計	調整額 (注)1	結損益計 算書計上 額(注) 2
売上高									
外部顧客への 売上高	97,884	36,350	60,172	46,558	31,351	75,116	347,435		347,435
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	5,374	203	9	231	696	11,724	18,239	(18,239)	
計	103,258	36,554	60,182	46,790	32,048	86,841	365,674	(18,239)	347,435
セグメント利益	9,769	2,743	2,532	2,598	1,431	4,476	23,551	350	23,902

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

			報告セク	ブメント				÷田 あ 安石	四半期連
	産業ガス 関連事業	エレクト ロニクス 関連事業	ケミカ ル関連 事業	医療関連 事業	エネル ギー関連 事業	その他の 事業	計	調整額 (注)1	結損益計 算書計上 額(注) 2
売上高									
外部顧客への 売上高	32,531	12,155	20,084	16,805	12,509	26,533	120,620		120,620
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	1,503	109	9	62	247	3,890	5,822	(5,822)	
計	34,035	12,264	20,093	16,867	12,757	30,423	126,442	(5,822)	120,620
セグメント利益	4,063	970	885	1,316	703	1,912	9,851	246	10,098

- (注) 1 セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない当社本社部門及び研究開発部門の費用並びに 財務関連の損益等であります。
 - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計をすべて適用しているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい 変動がありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい 変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成22年12月31日)	(平成22年3月31日)
821.02円	789.89円

- (注) 持株会信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として会計処理しているため、「1株当たり純資産額」の算定に用いられた当第3四半期連結会計期間末の普通株式数は、当該株式を控除し算定しております。
- 2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	53.29円	1 株当たり四半期純利益金額	63.96円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額 	50.26円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額	62.30円

(注) 1 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	9,982	12,191
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	9,982	12,191
普通株式の期中平均株式数(千株)	187,342	190,606
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
支払利息(税額相当額控除後)	71	70
四半期純利益調整額(百万円)	71	70
普通株式増加数(千株)	12,707	6,231
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

² 持株会信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として会計処理しているため、 「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除し算定しております。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	26.86円	1株当たり四半期純利益金額	28.70円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	25.47円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	27.90円

(注) 1 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	5,136	5,443
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,136	5,443
普通株式の期中平均株式数(千株)	191,219	189,654
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
支払利息(税額相当額控除後)	39	23
四半期純利益調整額(百万円)	39	23
普通株式増加数(千株)	8,863	6,278
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式に ついて前連結会計年度末から重要な変動がある場合の 概要		

2 持株会信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として会計処理しているため、 「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除し算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度末に比べてリース取引残高に著しい変動は認められません。

2 【その他】

(1)当社は、平成22年11月12日開催の取締役会において、第11期中間配当を次のとおり行う旨を決議いたしました。

配当金の総額

2,085百万円

1株当たり配当金

11円 00銭

支払請求の効力発生日

平成22年12月3日

(2)その他、特記すべき事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2 月12日

エア・ウォーター株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	Ш	井	_	男	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田	中	基	博	EП
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉	形	圭	右	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエア・ウォーター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エア・ウォーター株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

エア・ウォーター株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	Ш	# -	- 男		印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	中	基	博		印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	形	圭	右		印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエア・ウォーター株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エア・ウォーター株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。